

更なる役割分担・適正化の推進に向けた取組について

経緯

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進してきた。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 総計: 61.0% (都道府県: 25.5%、政令市: 85.0%、市区町村: 61.7%)	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) 総計: 36.4% (都道府県: 25.5%、政令市: 55.0%、市区町村: 36.5%)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) 総計: 21.1% (都道府県: 27.7%、政令市: 45.0%、市区町村: 20.7%)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 総計: 25.8% (都道府県: 17.0%、政令市: 25.0%、市区町村: 26.0%)	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) 総計: 5.6% (都道府県: 6.4%、政令市: 25.0%、市区町村: 5.4%)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) 総計: 68.2% (都道府県: 61.7%、政令市: 100.0%、市区町村: 68.0%)
③学校徴収金の徴収・管理 総計: 36.5% (都道府県: 51.1%、政令市: 40.0%、市区町村: 36.0%)	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) 総計: 16.6% (都道府県: 27.7%、政令市: 45.0%、市区町村: 15.9%)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) 総計: 38.9% (都道府県: 36.2%、政令市: 80.0%、市区町村: 38.5%)
④地域ボランティアとの連絡調整 総計: 44.6% (都道府県: 25.5%、政令市: 65.0%、市区町村: 44.9%) ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑧部活動(部活動指導員等) 総計: 72.1% (都道府県: 100.0%、政令市: 100.0%、市区町村: 71.0%) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) 総計: 49.1% (都道府県: 59.6%、政令市: 90.0%、市区町村: 48.3%)
		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) 総計: 11.4% (都道府県: 89.4%、政令市: 40.0%、市区町村: 9.0%)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等) 総計: 97.2% (都道府県: 100.0%、政令市: 100.0%、市区町村: 97.0%)

赤字の数値は、「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

- 毎年度実施している「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（以下、取組状況調査）の結果からは、おおむねすべての項目において改善傾向が見られる一方で、
 - 項目によって改善度合いにはばらつきがみられること、
 - 特に、学校以外の主体の協力を得る必要がある取組には課題がみられること等が明らかになっている。